

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	4	府 省 庁 名 環境省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望 項目名	廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置の延長		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 廃棄物処理事業を営む者が廃棄物埋立処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）で、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）以外のものの動力源。 ・ 特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税について、課税を免除する。		
関係条文	地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第9項		
減収 見込額	[初年度] － （ ▲267 ） [改正増減収額] － [平年度] － （ ▲267 ） （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 廃棄物最終処分場における適切な埋立処分の適切な維持管理を促進する。 （２）施策の必要性 廃棄物最終処分場は、特性上、厳格かつ数十年単位の安定的な維持管理が継続的に必要とされており、搬入や維持管理に多額の経費が必要となる。しかし、廃棄物処理事業者は中小零細事業者が多く資本力が脆弱であることから、最終処分場内における廃棄物の運搬、選別、積み込み、破碎、処分場の掘削、転圧又は整地等に必要な機械等の使用に係る費用が変動すると、その事業の継続が困難となるおそれがある。この場合、維持管理等の作業の適正な実施が困難となる。また、廃棄物最終処分場の新設や増設には、法制上の厳しい基準を満たす必要があることに加えて、周辺住民等の理解や適切な土地の確保等のハードルがあり、廃棄物処分場の総容量の確保は容易ではない。 さらに、近年の災害の頻発化・激甚化に伴い、突発的に膨大な災害廃棄物が発生する可能性がある。そのような場合に、インフラとしての廃棄物処理機能を維持する必要性は極めて高く、適正な処理を引き続き確保するに当たっては安定的な事業環境確保の整備を引き続き確実に行う必要がある。 以上を踏まえ、最終処分場内で使用される機械の動力源である軽油に係る課税免除措置を継続し、事業者のランニングコストを抑制することで、地域の衛生環境の保全に不可欠な、廃棄物最終処分場における適切な最終処分（埋立処分）及び埋立終了後の維持管理の促進を図ることが必要である。		
本要望に 対応する 縮減案	－		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 資源循環政策の推進 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
		政策の達成目標	最終処分に要する費用の抑制により現存する廃棄物最終処分事業が適切に維持されるとともに、安定した収支計画を見込みやすくなり新たな最終処分事業計画の検討が進む。その結果として、資源循環等による廃棄物最終処分量の減少分も加味され、必要な最終処分場の容量の残余年数が一定程度確保される。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和9年4月1日～令和12年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	指標：一般廃棄物/産業廃棄物の最終処分場の残余年数 目標値：一般廃棄物 22 年、産業廃棄物 17 年（出典：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年環境省告示第6号）） 対象期間：5年程度
	有効性	政策目標の達成状況	現時点では、一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分場の残余年数目標（一廃：22 年以上を維持、産廃：17 年以上を維持）を達成見込み。他方、災害等に伴う大量の廃棄物が急に発生した場合には、残余年数が大きく減少する可能性があり、引き続き残余年数の確保を継続する必要がある。
		要望の措置の適用見込み	約 1,600 事業者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	最終処分場については、埋め立てられた廃棄物による環境汚染等が発生しないよう、適切な廃棄物の搬入、維持管理等が必要不可欠であるところ、本税制によって、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源として用いる軽油について免税されることにより、最終処分場内における廃棄物の運搬、選別、積み込み、破碎、処分場の掘削、転圧又は整地等に必要な機械等の利用が推進され、適切な廃棄物の搬入や最終処分場における埋立場所の調整、覆土等の維持管理等が行われ、ひいては生活環境の保全、公衆衛生の向上に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（地方税・固定資産税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	最終処分場の維持管理に関する他の予算上の措置等は講じていない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－

		要望の措置の 妥当性	本税制の特例措置の対象となる最終処分場には、廃棄物の適正処理の確保という政策目的により、廃棄物処理法に基づく処理基準及び維持管理基準が適用され、事業者は当該基準に則した処理及び維持管理を行う義務を負う。この処理及び維持管理の義務の適切な履行に不可欠な重機について、事業者の経済的な負担を軽減し、その活用を援助する当該措置を整備することは政策目的と照らし合わせても妥当である。 加えて、適用対象となる産業廃棄物処理事業者を、一般廃棄物を受け入れている最終処分場又は中小事業者等に限定しており、地域の生活環境の保全又は地域経済の発展に資するものである。
--	--	-----------------------	--

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和2年度 : 546 (百万円) 令和3年度 : 569 (百万円) 令和4年度 : 538 (百万円) 令和5年度 : 566 (百万円) 令和6年度 : 562 (百万円)
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類 : 税額 ② 適用実績 : 令和4年度 77,005,749 千円の内数 令和5年度 76,683,722 千円の内数 令和6年度 74,960,658 千円の内数
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	特例措置の適用により、資本力が脆弱な廃棄物処理業者であっても、最終処分場内における廃棄物の運搬等に必要な機械等の利用が促進されることで、適切な廃棄物の搬入や最終処分場の維持管理等が行われ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の効果がみられる。
	前回要望時の達成目標	一般廃棄物の最終処分場の残余年数は令和2年の水準（22年分）を維持（※廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）による。）することを目標としており、産業廃棄物の最終処分場については、重機等の適切な利用による効率的な埋立配分等を通じて残余年数を今後17年程度に維持（※循環経済工程表（令和4年9月策定）による）することにより廃棄物の適切な埋立処分及び廃棄物の埋立終了後の適切な維持管理を促進する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時の残余年数の水準を維持できている。具体的には、一般廃棄物の最終処分場の令和6年度の残余年数は24.9年、産業廃棄物の最終処分場の令和5年度の残余年数は20.3年であり、目標を達成できている。
これまでの要望経緯		昭和50年に創設、恒久措置とされていたが、平成21年度に道路特定財源が一般財源化されたことに伴い、平成24年3月31日までの時限措置とされた。その後、期限を迎える3年ごとに適用期限が3年間延長されている。なお、令和2年度税制改正においては、適用期限が3年間延長されるとともに対象事業者が産業廃棄物処理業者については中小事業者等に縮減された。

措置名：廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

- 廃棄物処理事業における軽油引取税の課税免除の特例措置（軽油引取税）について自己点検を実施し、6月30日に公表した。
- 当該自己点検では、以下のアウトカムを設定。中期アウトカム及び長期アウトカム（産業廃棄物）については目標を達成しているが、短期及び長期（一般廃棄物）については未達成。
短期：廃棄物最終処分量当たりの最終処分に要する費用
（前年同水準の維持）
中期：一般廃棄物/産業廃棄物の最終処分場の残余年数
（一般廃棄物：22年、産業廃棄物：17年）
長期：新たに増加した最終処分場の総容量
（必要な最終処分場の容量が常に維持される）
- 短期アウトカムが未達成である主な要因としては、近年、軽油価格が上昇傾向（全国軽油価格、R2：約115円、R3：約142円、R4：約149円、R5：約154円、R6：約157円（出典：経済産業省資源エネルギー庁石油製品価格調査））にあることが考えられる。
- 長期アウトカム（一般廃棄物）が未達成である主な要因としては、主な収入源となる廃棄物の最終処分量は減少傾向にある一方で、処理に係る負担割合の変動の見通しが難しくなっていること等から、最終処分事業に着手しようとする者が躊躇してしまっている可能性があると考えられる。
- 中期アウトカム及び長期アウトカム（産業廃棄物）の目標は達成しているものの、そもそも廃棄物最終処分場は、特性上、厳格かつ数十年単位の安定的な維持管理が継続的に必要とされており、搬入や維持管理に多額の経費が必要となる。廃棄物処理業者は中小零細事業者が多く資本力が脆弱であることから、最終処分場内における廃棄物の処理に係る費用が変動すると、その事業の継続が困難となるおそれがある。廃棄物最終処分場の新設や増設には、法制上の厳しい基準を満たす必要があることに加えて、周辺住民等の理解や適切な土地の確保等のハードルがあり、廃棄物処分場の総容量の確保は容易ではない。
- また、近年の災害の頻発化・激甚化に伴う突発的かつ膨大な災害廃棄物の発生や燃料費の高騰等による経営面への不安材料も多く、仮に軽油引取税の課税免除措置が廃止された場合には、事業者が適切な廃棄物搬入や最終処分場の維持管理等を行うことが困難となり、生活環境衛生上の支障を生ずるおそれがある。そして、こうした支障が生じた場合には、直接的には維持管理基準違反による許可取消に伴う処理能力の減少、間接的には廃棄物処理施設への信頼が大きく損なわれ、処分場設置がより困難になることにより必要量を確保することが難しくなる。
- 自己点検の結果、本特例措置により、最終処分に要する費用が一定程度抑えられることで、最終処分事業の予見性が高まり、最終処分事業の計画がたてられやすくなることで、その容量の維持又は増加に一定程度寄与していることが認められた。このため、本特例措置の延長を要望することとした。